

国民健康保険税率の改定について

1 国民健康保険事業特別会計の状況

(1) 特別会計決算状況

年度	歳入	歳出	差引	備考
H29	5,321,150,533円	4,796,071,426円	525,079,107円	
H30	4,685,474,666円	4,093,333,742円	592,140,924円	
R1(見込)	4,667,806,000円	3,948,521,000円	719,285,000円	基金へ1千万円積立

(2) 財政調整基金の保有状況

年度	年度当初残高	取崩	積立	年度末残高
H29	151,793,289円		12,411円	151,805,700円
H30	151,805,700円		11,445円	151,817,145円
R1(見込)	151,817,145円		10,200,000円	162,017,145円

(3) 実質繰越額の推移

年度	基金残高(a)	繰越金(b)	次年度精算(c)	実質繰越額 (a)+(b)-(c)
H29	151,805,700円	525,079,107円	66,932,424円	609,952,383円
H30	151,817,145円	592,140,924円	5,216,000円	738,742,069円
R1(見込)	162,017,145円	719,285,000円	0円	881,302,145円

2 令和2年度以降の国保財政運営の考え方

(1) 財政調整基金

保険税率の年度間の平準化のため、予算規模の5%程度の2億円を目安として基金を保有する。

(2) 繰越金の活用

保険税率改定にあたり、繰越金を活用しながら被保険者の負担の軽減を図る。

(3) 保険税率見直しのサイクル

保険税率は、原則3年ごとに見直しを行う。

事業費納付金の算定結果により、事業費納付金が急増する場合は、財政調整基金を活用し調整を行う。

事業費納付金が急増するなど、次回改定において大幅に負担が増加することが見込まれる時は、見直しサイクルにとらわれず適宜保険税率を改定する。

3 事業費納付金算定状況及び将来推計

事業費納付金…県全体の国民健康保険運営に必要な経費を市町村が負担するもの。

医療費推計等に基づき、新潟県が毎年度算定する。

1人当たり納付金は、実際の保険税とは異なる。

(1) 事業費納付金の算定結果

		H30本算定	R1本算定	R2本算定
医療分	事業費納付金	650,484,741円	621,260,236円	621,458,685円
	被保険者数	8,853人	8,524人	8,163人
	1人当たり納付金	73,476円	72,884円	76,131円
後期分	事業費納付金	236,783,149円	240,828,880円	230,969,877円
	被保険者数	8,853人	8,524人	8,163人
	1人当たり納付金	26,746円	28,253円	28,295円
介護分	事業費納付金	66,748,588円	78,978,081円	73,781,107円
	被保険者数	2,453人	2,213人	2,136人
	1人当たり納付金	27,211円	35,688円	34,542円
合計	事業費納付金	954,016,478円	941,067,197円	926,209,669円
	1人当たり納付金	127,433円	136,825円	138,968円

※一般被保険者分の納付金で、退職被保険者分は保険税収納見込額などから別途算定。

(2) 事業費納付金の将来推計

		R3推計	R4推計	R5推計	R6推計
医療分	事業費納付金	609,980,000円	597,635,000円	584,422,000円	570,343,000円
	被保険者数	7,863人	7,563人	7,263人	6,963人
	1人当たり納付金	77,576円	79,021円	80,466円	81,911円
後期分	事業費納付金	230,825,000円	230,043,000円	228,624,000円	226,569,000円
	被保険者数	7,863人	7,563人	7,263人	6,963人
	1人当たり納付金	29,356円	30,417円	31,478円	32,539円
介護分	事業費納付金	72,782,000円	71,477,000円	69,868,000円	67,956,000円
	被保険者数	2,026人	1,916人	1,806人	1,696人
	1人当たり納付金	35,924円	37,305円	38,687円	40,068円
合計	事業費納付金	913,587,000円	899,155,000円	882,914,000円	864,868,000円
	1人当たり納付金	142,856円	146,743円	150,630円	154,518円

※制度改正の影響による激変緩和措置の終了する令和6年度までを推計。

4 保険税算定方式の変更

平成17年3月の市町合併以来、医療分については4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）により算定している。

このうち、資産割については、収益性のない居住用の資産に対しても課税対象となり低所得者の負担が大きいことから令和2年度の保険税率改定にあたり、医療分の資産割を廃止し、以下のとおりの算定方式に変更する。

（医療分）3方式 所得割・均等割・平等割

（後期分）3方式 所得割・均等割・平等割

（介護分）2方式 所得割・均等割

5 保険税率の改定及び1人当たり保健税額

(1) 保険税率の推移及び令和2年度改定予定の税率

区分	医療分				後期分			介護分	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割
H26	3.79%	8.20%	15,000円	12,180円	1.96%	7,140円	5,640円	1.78%	11,580円
H27	5.90%	8.20%	22,000円	17,300円	2.49%	8,600円	6,440円	2.36%	15,250円
H28	7.05%	8.20%	24,500円	20,400円	2.73%	8,800円	7,000円	3.00%	16,300円
H29									
H30									
R1									
R2	6.30%	-	20,400円	15,600円	2.50%	7,800円	6,600円	1.85%	12,600円

(2) 1人当たり保険税額の推移

区分	医療分	後期分	介護分	合計	税率
H26	37,250円	17,060円	18,410円	72,720円	据置
H27	51,534円	19,752円	23,524円	94,810円	改定
H28	59,745円	21,350円	27,458円	108,553円	改定
H29	59,506円	21,233円	27,210円	107,949円	据置
H30	57,486円	20,424円	26,941円	104,851円	
R1	59,122円	20,960円	27,835円	107,917円	
R2	51,947円	20,099円	21,780円	93,826円	改定予定
前年比	87.9%	95.9%	78.2%	86.9%	

※令和2年度については、改定予定の税率を用いて算出した理論値。

※令和2年7月本算定の金額とは異なる。

6 基金及び繰越金の将来推計

財源充当…当初予算編成において、財源不足を補うため繰越金等を充当する。

(単位：千円)

区分	基金残高 (a)	繰越金 (b)	実質繰越額 (a)+(b)=(c)	財源充当 (d)	年度末の残 (c) - (d)
R2当初	162,017	719,285	881,302	54,290	827,012
R3当初	212,017	614,995	827,012	78,027	748,985
R4当初	212,017	536,968	748,985	95,471	653,514
R5当初	212,017	441,497	653,514	111,083	542,431
R6当初	212,017	330,414	542,431	123,698	418,733
R7当初	212,017	206,716	418,733	134,519	284,214